

令和 5 年 12 月 14 日

令和 5 年網走市議会第 4 回定例会 追加議案

令和5年網走市議会第4回定例会 追加議案

番号	議案番号	件名
1	議案第10号	令和5年度網走市一般会計補正予算
2	議案第11号	令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3	議案第12号	令和5年度網走市下水道事業会計補正予算
4	議案第13号	網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第14号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 10 号

令和 5 年度網走市一般会計補正予算

令和 5 年度網走市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,797,291 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,473,660 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 12 月 14 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,822,250	100	6,822,350
	1.地方交付税	6,822,250	100	6,822,350
16.国庫支出金		2,928,232	551,454	3,479,686
	1.国庫負担金	2,164,693	200	2,164,893
	2.国庫補助金	752,559	551,254	1,303,813
17.道支出金		2,103,663	100	2,103,763
	1.道負担金	860,817	100	860,917
20.繰入金		2,477,507	430,837	2,908,344
	1.基金繰入金	2,431,794	430,837	2,862,631
23.市債		3,576,272	814,800	4,391,072
	1.市債	3,576,272	814,800	4,391,072
歳入合計		28,676,369	1,797,291	30,473,660

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費		4,758,382	950,763	5,709,145
	1.総務管理費	4,399,607	950,763	5,350,370
3.民生費		6,939,864	347,694	7,287,558
	1.社会福祉費	3,664,472	347,694	4,012,166
7.商工費		3,187,563	261,834	3,449,397
	1.商工費	2,828,057	261,834	3,089,891
8.土木費		3,018,838	237,000	3,255,838
	1.道路橋梁河川費	1,815,589	184,500	2,000,089
	2.港湾費	312,860	52,500	365,360
歳出合計		28,676,369	1,797,291	30,473,660

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額(千円)
総務費	総務管理費	新庁舎移転事業	44,836
総務費	総務管理費	新庁舎情報システム整備事業	449,211
総務費	総務管理費	新庁舎備品整備事業	449,287
商工費	商工費	地域応援商品券事業	261,834
土木費	道路橋梁河川費	橋梁長寿命化修繕事業	184,500
土木費	港湾費	国直轄港湾整備事業負担金	52,500

第 3 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限度額 (千円)
新庁舎情報システム整備事業	令和6年度から 令和9年度まで	21,541

第4表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 1,745,000	証書借入又は証券発行	10.0 以内	40年以内 (内据置25 年以内)の元 金均等償還。	千円 2,433,500	補正前に同じ
保健衛生事業債	93,000	(借入先)	(ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	93,000	
環境衛生事業債	49,000	財政融資資金			49,000	
労働事業債	1,100	地方公共団体			1,100	
農業債	38,100	金融機構			38,100	
観光事業債	4,600	北海道			4,600	
道路橋梁事業債	708,800	都市職員 共済組合			782,600	
港湾事業債	129,700	地方職員 共済組合			182,200	
河川整備事業債	100,000				100,000	
公園整備事業債	69,400	北海道市町村 振興協会			69,400	
学校教育事業債	181,000				181,000	
社会教育事業債	385,900	北海道市町村 備荒資金組合			385,900	
臨時財政対策債	70,672	その他 銀行等引受資金			70,672	
計	3,576,272				4,391,072	

※今回補正は太字で表示。

議案第 11 号

令和 5 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 5 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 5 年 12 月 14 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.国民健康保険料		911,256	△400	910,856
	1.国民健康保険料	911,256	△400	910,856
4.繰入金		458,851	400	459,251
	1.他会計繰入金	430,662	400	431,062
歳入合計		4,185,139	0	4,185,139

議案第 12 号

令和 5 年度網走市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度網走市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 5 年度網走市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）
第 2 条の業務の予定量のうち（2）主要な建設改良事業 ア 下水道建設改良事業「412,443 千円」を「462,443 千円」に改める。

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	425,760 千円	50,000 千円	475,760 千円
第 1 項 企 業 債	264,600 千円	25,000 千円	289,600 千円
第 2 項 国庫補助金	160,000 千円	25,000 千円	185,000 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,008,510 千円	50,000 千円	1,058,510 千円
第 1 項 建設改良費	439,643 千円	50,000 千円	489,643 千円

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法、利率、償還の方法
下水道事業債 下水道事業債 (特別措置分)	千円 264,600	証書 借入	年10.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	40年以内(内据置 25年以内) 年賦又は半年賦の 元金均等又は元利 均等償還とする。た だし、財政の状況に より据置期間及び 償還期間を短縮し、 もしくは繰上償還 又は低利に借換え ることができる。	千円 289,600	補正前に 同じ

令和5年12月14日提出

網走市長 水 谷 洋 一

令和5年度 網走市下水道事業会計予算実施計画（第2号補正）

（資本的収入及び支出）

（収入の部）

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	補正後 予定額	備考
1. 資本的収入			425,760	50,000	475,760	
	1. 企業債		264,600	25,000	289,600	
		1. 企業債	240,600	25,000	265,600	企業債の増
	2. 国庫補助金		160,000	25,000	185,000	
		1. 国庫補助金	160,000	25,000	185,000	国庫補助金の増

（支出の部）

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	補正後 予定額	備考
1. 資本的支出			1,008,510	50,000	1,058,510	
	1. 建設改良費		439,643	50,000	489,643	
		1. 下水道建設改良費	412,443	50,000	462,443	補助事業の増

令和5年度 網走市下水道事業会計予算実施計画内訳書（第2号補正）

（資本的収入）

（単位 千円）

款	項	目	既決 予定額	補正 予定額	補正後 予定額	節	金額	説明
1. 資本的収入			425,760	50,000	475,760			
	1. 企業債		264,600	25,000	289,600			
		1. 企業債	240,600	25,000	265,600			
						2. 特定環境保全公共 下水道企業債	25,000	企業債の増
	2. 国庫補助金		160,000	25,000	185,000			
		1. 国庫補助金	160,000	25,000	185,000			
						2. 特定環境保全公共 下水道国庫補助金	25,000	国庫補助金の 増

（資本的支出）

（単位 千円）

款	項	目	既決 予定額	補正 予定額	補正後 予定額	節	金額	説明
1. 資本的支出			1,008,510	50,000	1,058,510			
	1. 建設改良費		439,643	50,000	489,643			
		1. 下水道建設 改良費	412,443	50,000	462,443			
						11. 工事請負費	50,000	補助事業の増

議案第 13 号

網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について

網走市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 12 月 14 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市手数料条例の一部を改正する条例

網走市手数料条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 2 条関係）を次のように改める。

別表第 1(第 2 条関係)

戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)に基づく事務についての手数料

事項	金額
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付手数料	1 通につき 450 円
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 350 円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付手数料	1 通につき 750 円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 450 円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1 通につき 350 円
届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料(ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合)	1 通につき 1,400 円
届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき 350 円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 12 月 14 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成 15 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 保険料（第 14 条—第 27 条の 3）」を「第 6 章 保険料（第 14 条—第 27 条の 4）」に改める。

第 14 条の 3 中「及び第 22 条の 3」を「、第 22 条の 3 及び第 22 条の 4」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に、「及び国民健康保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険給付費等交付金」に改める。

第 16 条第 1 項中「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 18 条の 6 の 2 中「及び第 22 条の 3」を「、第 22 条の 3 及び第 22 条の 4」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 18 条の 7 中「第 22 条」の次に「及び第 22 条の 4」を加え、同条第 2 号イ中「法第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 21 条の第 1 項及び第 2 号項を次のように改める。

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第 21 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第 15 条、第 18 条の 2、第 18 条の 6 の 3 若しくは第 18 条の 6 の 7 の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第 18 条の 8 の額又は第 22 条第 1 項各号（同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第 22 条の 3 第 1 項（同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を

含む。次項において同じ。)に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第22条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の7の額若しくは第18条の8の額又は第22条第1項各号に定める額、第22条の3第1項に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第22条第1項第1号中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第22条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第22条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第27条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第18条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第18条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
 - 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。
 - 5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た

額（当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 22 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第 18 条第 2 項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第 18 条第 2 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7」と、「650,000 円」とあるのは「220,000 円」と、第 6 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。
- 8 第 5 項及び第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 8」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と、第 6 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 11」と読み替えるものとする。

第 27 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第 27 条の 4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第 1 項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 22 条の 4 の規定は、令和 5 年度分の保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。